# 公益社団法人 福岡県介護支援専門員協会 役員選出事務実施要綱

# 1 目的

この実施要綱は、公益社団法人福岡県介護支援専門員協会(以下、本会)における役員選出規則(以下、規則)及び役員選出施行規則(以下、施行規則)に基づき、役員選出に伴う具体的な手続きなどについて定めることを目的とする。

# 2 選挙管理委員の選出

- (1)選挙管理委員の公募について
  - ①理事会は、本会が発行する広報誌、ホームページなどを媒体として会長名にて選挙管理委員の公募を行う。
  - ②公募の期間は、最長でも30日間とし、遅くとも役員改選前年の7月31日までには公募を開始し、8月31日までには公募期間を終えるものとする。
  - ③公募の文書には、次の内容を明示する。
    - i)選挙管理委員の定数が8名であること
    - ii) 定員を超えた場合の選出方法が抽選となること
    - iii)選挙管理委員名簿が会員に公表されること
    - iv)資格要件の内容
    - v)資格要件の可否の問い合わせは、本人以外受け付けないこと
  - ④公募の受付などの一連の事務処理については、本会事務局にて行う

# (2)選挙管理委員への応募について

- ①選挙管理委員としての資格要件を満たしている正会員は、別紙「役員選挙ー様式1」に必要事項を記載の上、郵送により応募する。
- ②別紙「役員選挙 様式1」の記載にあたっては、パソコン等を使用し作成したものでも可能とするが、「氏名」だけは自署とする。
- ③応募者は、選挙管理委員として選出された場合は、その名簿が公表されることについて同意の上、応募するものとする。
- ④応募者は、選挙管理委員の定数を超えた場合には抽選により選出されることについて同意の上、応募する ものとする。
- ⑤応募者は、応募後は、いかなる場合であっても応募内容を変更することができないことを同意の上、応募するものとする。

#### (3)選挙管理委員の資格要件

- ①選挙管理委員としての資格要件は応募を開始した日において次の要件を全て満たしている者とする。
  - ア 本会の正会員であって、当該年度及び当該年度前年度分の会費を納めていることが事務局で確認で きていること。
  - イ 本会の会費の未納がないこと
  - ウ 本会の役員(理事または監事)でないこと。

- エ 事務局職員でないこと。
- オ海外に在住していないこと。
- ②応募者が資格要件を満たしていないことが判明した場合、応募は無効とし、その結果については、選挙管理委員選任後に通知する。
- ③応募者は、応募前に自身の資格要件の可否について事務局に問い合わせをすることができる。

# (4)選挙管理委員の選出

- ①選挙管理委員の応募者数が定数と同じ場合には、特別な理由がある場合を除き、応募者の全員を選挙管 理委員として選任する。
- ②選挙管理委員の応募が定数を超えた場合には、抽選にて選出する。

抽選の方法は以下の通りとする。

- ア 抽選には、会長、副会長、専務理事、常任理事のうち少なくとも2人が立ち会う。
- イ 抽選は、無作為な方法を用いて、事務局が行う。
- ③選挙管理委員の応募が、公募期間中に定数を満たさなかった場合、再公募は行なわず、その不足する人数を理事会の推薦により決定する。
- ④事務局は、選挙管理委員の選出を終えた後、速やかに理事会に結果を報告する。
- ⑤事務局は、選挙管理委員の選出を終えた後、速やかに応募者にその結果を通知する。
- ⑥会長は、選任した選挙管理委員に対して、委嘱状を交付する。

# (5)選挙管理委員の名簿公表

- ①会長は、選挙管理委員名簿を遅くとも役員改選前年の10月31日までには会員に公表する。
- ②選挙管理委員の名簿公表にあたっては、本会広報誌やホームページなどを活用する。
- ③選挙管理委員の名簿公表にあたっては、選任された会員の氏名のみ公表する。

# 3 選挙管理委員会

- (1)選挙管理委員会の開催
  - ①第1回目の選挙管理委員会は、遅くとも役員改選年前の10月31日までに開催する。
  - ②第1回目の選挙管理委員会は、会長が召集する。
  - ③第1回目の選挙管理委員会において委員の互選により委員長を1人選出し、委員長は委員の中から副委員長を2名任命する。
  - ④第2回目以降の選挙管理委員会は必要に応じて開催し、召集は委員長が行う。

# (2)会員理事候補者選出選挙の公示

- ①選挙管理委員会は、本会広報誌やホームページなどを媒体として、遅くとも役員改選年の1月31日までに 会員に対して会員理事候補者選出選挙の公示を行う。
- ②選挙管理委員会は、①における公示は、会員理事候補者選出選挙における立候補受付期間開始日の14日前までに行なうこととする。
- ③選挙管理委員会は、①における公示について以下の内容を明示するものとする。
  - ア 会員理事の区分と定数
  - イ 会員理事の任期

- ウ 立候補受付開始日及び立候補受付締切日
- エ 立候補手続きの方法
- オ 会員理事候補者の選出時期及び選出方法
- カ その他必要事項
- ④選挙管理委員会は、20日以上30日を超えない範囲で、会員理事候補者選出選挙における立候補受付期間を定めなければならない。

# (3)会員理事候補者選出選挙における立候補者の受付・審査

- ①選挙管理委員会は、会員理事候補者選出選挙に立候補する者の受付事務を行う。
- ②選挙管理委員会は、会員理事候補者選出選挙に立候補する者について資格要件を満たしているかどうかの審査を行い、遅くとも役員改選年の3月10日までに会員理事候補者選出選挙における立候補者名簿をととのえる。

# (4)外部理事候補者及び監事候補者の受付

- ①選挙管理委員会は、外部理事候補者及び監事候補者の名簿を理事会より受け付ける。
- ②選挙管理委員会は、遅くとも役員改選年の3月10日までに外部理事候補者及び監事候補者の名簿をととのえる。

### (5)役員候補者名簿の公表

- ①会員理事候補者が無投票にて選出される場合は、選挙管理委員会は、遅くとも役員改選年の3月31日までに会員に会員理事候補者(支部代表理事候補者、県代表理事候補者)として会員に名簿公表する。
- ②会員理事候補者が投票にて選出される場合は、選挙管理委員会は、遅くとも役員改選年の3月31日までに会員に会員理事候補者選出選挙の立候補者として名簿公表した上で、選挙を実施し、その結果を踏まえ、遅くとも役員改選年の5月31日までに改めて会員理事候補者(支部代表理事候補者、県代表理事候補者)として会員に名簿公表する。
- ③選挙管理委員会は、遅くとも役員改選年の3月31日までに外部理事候補者及び監事候補者を会員に名簿公表する。

### 4 会員理事候補者立候補に伴う手続き

- (1)立候補者の資格要件等
  - ①立候補者は選挙管理委員会が会員理事選出選挙の公示を行った日において次に掲げる事項をすべて満 たす者とする。
    - ア 本会の正会員であって、当該年度及び当該年度前年度分の会費を納めていることが事務局で確認で きていること。
    - イ 本会の会費の未納がないこと
    - ウ 海外に在住していないこと。
    - エ 会員理事立候補者の推薦者となっていないこと。
  - ②支部代表理事候補者選出選挙の立候補者は、立候補する支部に所属していなければならない。
  - ③会員理事候補者として立候補する者は、支部代表理事、県代表理事に重複して立候補することはできない。

- ④立候補者が資格要件を満たしていないと選挙管理委員会が判断した場合、立候補は無効とし、その結果 については、立候補者名簿の公表日に合わせ該当者に通知する。
- ⑤立候補者は、立候補の届出前に自身の資格要件の可否について事務局に問い合わせをすることができる。

# (2)立候補の届出方法

①立候補者は、立候補届出書に必要事項を記載の上、選挙管理委員会に郵送にて送付する。

また、立候補者は、3名以上の推薦者から推薦書に必要事項を記載してもらい、立候補届出書と併せて、 選挙管理委員会に郵送にて送付する。

尚、郵送に際しての代金は、立候補者が負担するものとし、郵送時における事故があっても選挙管理委員 会及び事務局はその責任を負わないものとする。

立候補者は、立候補届及び推薦書を選挙管理委員会に郵送するにあたっては、郵送時における事故などがないようその配慮に努めることとする。

- ②支部代表理事候補者として希望する者は、別紙「役員選挙ー様式2」を用いる。 この様式の記載にあたっては、パソコン等を使用し作成したものでも可能とするが、「氏名」だけは自署とし、 捺印ないものは無効とする。
- ③県代表理事候補者として希望する者は、別紙「役員選挙ー様式4」を用いる。 この様式の記載にあたっては、パソコン等を使用し作成したものでも可能とするが、「氏名」だけは自署とし、 捺印ないものは無効とする。
- ④立候補者は、立候補届を郵送した後は、その内容等について一切変更をすることができないものとする。

#### (3)推薦者の資格要件等

- ①推薦者の資格要件は、選挙管理委員会が会員理事選出選挙の公示を行った日おいて次に掲げる事項を すべて満たす者とする。
  - ア 本会の正会員であって、当該年度及び当該年度前年度分の会費を納めていることが事務局で確認で きていること。
  - イ 本会の会費の未納がないこと
  - ウ 海外に在住していないこと。
  - エ 会員理事立候補者となっていないこと。
- ②支部代表理事候補者選出選挙の立候補者を推薦する者は、その立候補者が立候補する支部に所属していなければならない。
- ③推薦者は、県代表理事候補者選出選挙の立候補者1名と支部代表理事候補者選出選挙の立候補者1名を推薦することができる。
- ④推薦者が資格要件を満たしていないと選挙管理委員会が判断した場合、その推薦を受けた立候補者の立 候補は無効とし、その結果については、立候補者名簿の公表日に合わせ立候補者に通知する。
- ⑤推薦者は、推薦しようとする立候補者の立候補届出前に自身の資格要件の可否について事務局に問い合 わせをすることができる。
- ⑥支部代表理事候補者として希望する立候補者を推薦する者は、別紙「役員選挙ー様式3」を用いる。 この様式の記載にあたっては、パソコン等を使用し作成したものでも可能とするが、推薦者の「氏名」は自署 とし、推薦者の捺印がなく、並びに立候補者の自署による署名及び捺印がないものは無効とする。

⑦県代表理事候補者として希望する立候補者を推薦する者は、別紙「役員選挙ー様式5」を用いる。 この様式の記載にあたっては、パソコン等を使用し作成したものでも可能とするが、推薦者の「氏名」は自署 とし、推薦者の捺印がなく、並びに立候補者の自署による署名及び捺印がないものは無効とする。

# (4)立候補届の受付・審査等

- ①立候補届の受付は、選挙管理委員会が定めた立候補受付締切日をもって終了するが、立候補者が郵送した立候補届出書の消印日が立候補受付締切日を過ぎていない場合は、有効とする。
- ②選挙管理委員会は、立候補届出書の消印日が立候補受付締切日を過ぎていた場合であってもやむを得ない事情があると判断した場合には、立候補者名簿公表前に限り、有効とすることができる。
- ③選挙管理委員会及び事務局は、立候補者からの立候補届を受け付けた後は、その内容等に関して立候 補者等から問い合せや質問等を受けても立候補者名簿の公表までの間は、一切応じることができないもの とする。
- ④選挙管理委員会は、受け付けた立候補届の内容に疑義などが生じた場合には、当該立候補者にその内容に関して照会などを行うことができる。
- 5 立候補者名簿の公表等
- (1)立候補者名簿公表の時期

選挙管理委員会は、遅くとも役員改選年の3月31日まで会員に立候補者名簿を公表する。

# (2)立候補者名簿の公表内容

選挙管理委員会は、以下の立候補者の情報について公表する。

- ア 立候補者の氏名
- イ 立候補者の性別
- ウ 立候補者の年齢
- エ 立候補者の所属支部
- オ 立候補者の主な活動歴
- カ 立候補者の立候補理由・抱負
- キ 推薦者の氏名
- ク 推薦者の推薦理由

# (3) 立候補者名簿の公表方法

選挙管理委員会は、本会広報誌やホームページなどの媒体を用いて公表する。

- 6 支部代表理事候補者の選出方法
- (1)立候補者数が定数と同数の場合

立候補者は無投票にて支部代表理事候補者として選出される。

# (2)立候補者数が定数を満たさない場合

①選挙管理委員会が定めた最初の立候補受付期間内に届出を行った立候補者については、無投票にて支 部代表理事候補者として選出される。

- ②選挙管理委員会は、不足する人数を対象に、一定の期間を定めて一回に限り立候補者の再受付を行うことができる。
- ③②の再受付において立候補者数が不足する人数を超えて立候補の届出がされたときには、(3)と同じ取り扱いとする。

# (3) 立候補者数が定数を超えた場合

選挙による投票にて支部代表理事候補者を選出する。

### 7 支部代表理事候補者選出の選挙

- (1) 立候補者名簿の公表等
  - ①選挙による支部代表理事候補者の選出を行う場合、選挙管理委員会は、遅くとも役員改選年の3月31日までに会員に立候補者の名簿を公表する。
  - ②選挙管理委員会は、立候補者名簿の公表と併せて選挙の実施方法、投票期間などについての告知を行う。

# (2)選挙権を有する会員

①次の要件を全て満たす会員は、当該選挙における選挙権を有する。

### ア正会員

- イ 3(2)における選挙管理委員会が会員理事候補者選出選挙の公示を行った日において、当該年度及 び当該年度前年度分の会費を納めていることが事務局で確認できている者
- ウ 当該支部に所属していること

# (3)選挙の実施方法

①選挙管理委員会は、別紙「支部代表理事候補者選挙ー投票用紙」に準拠した投票用紙を作成し、投票権 のある会員に郵送にて送付する。

また、投票は、無記名での郵便投票にて行うものとする。

- ②投票権を有する会員は、立候補者の氏名が列記された用紙に定数の範囲内の○印を付して投票する。
- ③投票権を有する会員は、投票用紙を定められた期間内に選挙管理委員会のもとに届くように郵送する。
- ④選挙管理委員会は、開票に際し、以下の留意事項に沿って、有効票であるかどうかを確認する。
  - ア 信書便法の定めに従い、投票用紙は、郵送以外の方法では受理しない。
  - イ 投票期間を過ぎて届いた投票用紙は無効とする。
  - ウ 選挙管理委員会が示した投票用紙を使用していない場合は、無効とする。
- ⑤選挙管理委員会は、投票期間終了日の翌日から遅くとも役員改選年の5月31日までに開票し、以下の要領にて結果をとりまとめる。
  - ア 投票された○印の合計数が、定数に至るまでの上位者を当選とする。
  - イ 定数内において最下位の者が複数いる場合は、最下位の者について選挙管理委員会が示す方法でく じ引きを行い決する。
- ⑥選挙管理委員会にて受理した投票用紙については、理由のいかんを問わず、差し替え、取り消しはできないものとする。

- 8 県代表理事候補者の選出方法
- (1) 立候補者数が定数と同数の場合

立候補者は無投票にて県代表理事候補者として選出される。

# (2)立候補者数が定数を満たさない場合

- ①選挙管理委員会が定めた最初の立候補受付期間内に届出を行った立候補者については、無投票にて県 代表理事候補者として選出される。
- ②選挙管理委員会は、不足する人数を対象に、一定の期間を定めて一回に限り立候補者の再受付を行うことができる。
- ③②の再受付において立候補者数が不足する人数を超えて立候補の届出がされたときには、(3)と同じ取り 扱いとする。

# (3) 立候補者数が定数を超えた場合

選挙による投票にて県代表理事候補者を選出する。

- 9 県代表理事候補者選出の選挙
- (1)立候補者名簿の公表等
  - ①選挙による県代表理事候補者の選出を行う場合、選挙管理委員会は、遅くとも役員改選年の3月31日まで に会員に立候補者の名簿を公表する。
  - ②選挙管理委員会は、立候補者名簿の公表と併せて選挙の実施方法、投票期間などについての告知を行う。

# (2)選挙権を有する会員

①次の要件を全て満たす会員は、当該選挙における選挙権を有する。

# ア正会員

イ 3(2)における選挙管理委員会が会員理事候補者選出選挙の公示を行った日において、当該年度及 び当該年度前年度分の会費を納めていることが事務局で確認できている者

### (3)選挙の実施方法

①選挙管理委員会は、別紙「県代表理事候補者選挙ー投票用紙」に準拠した投票用紙を作成し、投票権のある会員に郵送にて送付する。

また、投票は、無記名での郵便投票にて行うものとする。

- ②投票権を有する会員は、立候補者の氏名が列記された用紙に定数の範囲内の〇印を付して投票する。
- ③投票権を有する会員は、投票用紙を定められた期間内に選挙管理委員会のもとに届くように郵送する。
- ④選挙管理委員会は、開票に際し、以下の留意事項に沿って、有効票であるかどうかを確認する。
  - ア 信書便法の定めに従い、投票用紙は、郵送以外の方法では受理しない。
  - イ 投票期間を過ぎて届いた投票用紙は無効とする。
  - ウ 選挙管理委員会が示した投票用紙を使用していない場合は、無効とする。
- ⑤選挙管理委員会は、投票期間終了日の翌日から遅くとも役員改選年の5月31日までに開票し、以下の要領にて結果をとりまとめる。

- ア 投票された〇印の合計数が、定数に至るまでの上位者を当選とする。
- イ 定数内において最下位の者が複数いる場合は、最下位の者について選挙管理委員会が示す方法でく じ引きを行い決する。
- ⑥選挙管理委員会にて受理した投票用紙については、理由のいかんを問わず、差し替え、取り消しはできないものとする。

### 10 信任投票

- (1)役員候補者名簿の掲示
  - ①選挙管理委員会は、総会の開催日までに役員候補者名簿を、理事の区分ごとにとりまとめる。
  - ②選挙管理委員会は、総会の開催日において役員候補者名簿を掲示する。

### (2)役員候補者の総会出席

- ①役員候補者は、原則として、役員改選の行われる総会に出席するものとする。
- ②役員候補者の一部は、やむを得ない事情があるときには、総会を欠席することができる。

# (3)信任投票の実施

- ①選挙管理委員会は、総会において、役員候補者を紹介し、総会の出席者による信任投票を行う。
- ②信任投票は、総会出席者数の過半数をもって決する。
- ③信任投票の方法については、選挙管理委員会にて定める。
- ④信任投票において、役員候補者が否決された場合は、不足する定数の取り扱いについては、信任を受けた理事(理事会)にて対応を協議することとする。

# 11 実施要綱の改廃

本実施要綱を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

# 附則

- 1この実施要綱は、公益法人の設立登記の日から施行する。
- 2この実施要綱の一部改正(郵便投票における経費の削除)は、平成25年2月14日より施行する。
- 3 この実施要綱の一部改正(選挙管理委員、立候補者、推薦者の資格要件の追記、会員の選挙権の追記、 選挙手続き及び選挙様式の一部変更等)は、平成 26 年 5 月 21 日より施行する。